

しろい子どもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画） 策定方針

1 策定の趣旨

市では、「白井市第5次総合計画」における子ども・子育て分野の個別計画である「しろい子どもプラン（第2期白井市子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、子ども・子育て支援施策及び子どもの貧困対策等を一体的に推進しているところであるが、同プランが令和6年度をもって終了することから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする、「しろい子どもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「次期計画」という。）の策定をする。

また、令和5年4月1日に施行されたこども基本法に基づく「市町村こども計画」として、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」や子どもの貧困対策、母子保健計画等を包含する、こども施策についての一体的な計画とするため、市における現行計画の現状分析・評価及び課題等を整理し、こどもや子育て当事者等の意見を的確に把握するためのアンケート調査に加え、地域社会で子育てを支援している団体等や高等学校相当年齢以上の若者から直接的な声を聴く機会を設けるなどの意見聴取を実施し、その結果を踏まえた次期計画策定を行うもの。

2 計画の位置づけ

市の最上位計画である「総合計画」や健康・福祉の基幹計画である「地域福祉計画」との整合を図り、子ども・子育て分野の個別計画として位置付ける。

3 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含する計画とするため、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とする。

4 計画の構成

本計画の構成及び各章の考え方は次表のとおりとする。

ただし、庁内策定会議や市の附属機関である白井市子ども・子育て会議における審議結果及び今後国から示されるこども大綱等の内容によって、必要に応じて見直しを行う。

現行計画の構成	新計画の構成及び考え方
第1章 計画策定にあたって <ol style="list-style-type: none"> 1 策定の背景 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 	▶節構成は現行計画を踏襲することとし、内容を最新情報（法律や国の動向等）に基づき更新する。
第2章 白井市の子ども・子育てを取り巻く現状 <ol style="list-style-type: none"> 1 統計からみられる現状 2 アンケート調査結果の概要 3 子どもの学習団体及び子ども食堂活動団体の状況 4 白井市における子ども・子育てを取り巻く課題 	▶節構成は現行計画を踏襲する。 ▶1、2は最新の内容に更新。 ▶3は子育て支援団体等のほか、支援を受けている子どもの意見も把握。 ▶4は新型コロナウイルス感染症による影響、こども基本法施行、児童福祉法改正、ヤングケアラー、幼児教育・保育の質の充実等を踏まえる。
第3章 めざすまちの姿 <ol style="list-style-type: none"> 1 めざすまちの姿 	▶節構成は現行計画を踏襲する。 ▶市の上位計画である「総合計画」「地域福祉計画」においても次期計画策定中となるため、整合性等について調整を図る。
第4章 子ども・子育て支援事業の展開 <ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育の提供区域の設定 2 教育・保育の量の見込み、確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 	▶第4、5、6章については、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として展開し、以下の計画を内包する施策展開とする。
第5章 次世代育成支援に関する施策の展開 <ol style="list-style-type: none"> 1 親子の健康の保持・増進 2 地域における子育ての支援 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4 職業生活と家庭生活との両立の推進 5 子どもの安全の確保 6 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進 	◆こども計画 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども子育て支援事業計画」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援地域行動計画」 ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」
第6章 子ども・子育て支援に係る関連計画等 <ol style="list-style-type: none"> 1 白井市母子保健計画 2 新・放課後子ども総合プランについて 3 子どもの貧困対策について 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健計画
第7章 計画の推進にあたって <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の推進体制及び進行管理について 	▶節構成は現行計画を踏襲する。 ▶推進体制については、各課/分野との具体的な連携体制を図式化する。
資料編	▶策定経過、策定体制及び子ども・子育て会議委員名簿を更新。

5 策定体制

(1) 庁内体制

ア 策定会議

事業、施策の提案・計画案の検討を行う。

①策定委員会（関係部課長 13名）

健康子ども部長、**教育部長**、福祉部長

子育て支援課長、保育課長、健康課長、社会福祉課長、障害福祉課長、

学校政策課長、教育支援課長、生涯学習課長、産業振興課長、

市民活動支援課長、企画政策課長

②策定部会（関係課 11名）

子育て支援課、保育課、健康課、社会福祉課、障害福祉課、学校政策課

教育支援課、生涯学習課、産業振興課、**市民活動支援課**、企画政策課

イ 事務局（子育て支援課）

策定会議（委員会及び部会）の運営に係る事務のほか、アンケート調査その他の市民意見収集、原案作成に係る所管課との調整、施策・事業以外の部分の原案作成等を業務支援委託業者の支援のもと行う。

(2) 市民及び関係者等の意見の反映

ア 白井市子ども・子育て会議（18名）

保健医療関係者、児童福祉関係者、教育機関の職員、地域子ども・子育て支援事業に従事する者及び市民で構成する市附属機関であり、計画策定に係る事項の調査審議を行う。

子ども・若者育成支援協議会（11名）（※必要に応じ協議を行う）

学識経験者、公共的団体等の代表者、教育機関の職員、関係行政期間の職員及び市民で構成する市附属機関であり、子ども・若者施策の調査審議を行う。

イ 計画に反映すべき課題やニーズを把握するための基礎調査

子ども及びその保護者へのアンケート調査、教育・保育施設等意向調査に加え、子育て支援団体等や**高等学校相当年齢以上の若者**から直接的な声を聴く機会を設け、その意見等を反映する。

ウ パブリック・コメントの実施

計画素案策定時にパブリック・コメントを実施し、その意見等を計画案に反映。